

補助区分			空き家の購入者	空き家の賃借者 (借主)	空き家の賃貸者 (貸主)
転入世帯	住宅利用	特定改修	補助対象経費に3分の2を 乗じて得た額 【80万円限度】		
		改修	補助対象経費に3分の2を 乗じて得た額 【50万円限度】	補助対象経費に3分の2を 乗じて得た額 【25万円限度】	
		引越し	補助対象経費に3分の2を 乗じて得た額 【10万円限度】		
	住宅利用 以外	改修	補助対象経費に3分の1を 乗じて得た額 【40万円限度】		
市外在住世帯	住宅利用	改修	補助対象経費に3分の1を 乗じて得た額 【30万円限度】	補助対象経費に3分の1を 乗じて得た額 【15万円限度】	
		引越し	補助対象経費に3分の2を 乗じて得た額 【10万円限度】		
	住宅利用 以外	改修	補助対象経費の3分の1を 乗じて得た額 【20万円限度】		

転入世帯 →平成30年4月1日以後に市外から本市に転入し、現に居住している世帯又は居住しようとする世帯

在住世帯 →平成30年4月1日前から本市に住民登録している世帯

市外在住世帯 →転入世帯及び在住世帯以外の世帯

改修 →修繕、耐震補強、模様替え、更新及び取替え若しくは増築又は設備の改善、更新をすること

特定改修 →1年以上空き家の状態である空き家バンク登録物件を改修するもので、10年以上居住するもの

引越し →引越し業者と請負契約を結び、空き家に引越しをすること